

改正

令和3年7月26日

いわき市三世同居・近居支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良質な住宅ストックや良好な住環境の形成を通して、子育て環境や高齢者見守りの充実、定住の促進、女性の就労支援、中古住宅市場の活性化を図り、人口減少対策と地方創生の実現に寄与するため、本市内で新たに三世同居・近居を行うために住宅取得等を行う者に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 三世 祖父母（どちらか一方を含む。曾祖父母も含む）、父母（どちらか一方を含む）及び子（1人以上、年齢は問わない。なお、補助金の交付申請時においては妊娠中の子も含む。）の三世以上のこと。
- (2) 同居 父母、子又は子の祖父母が住所変更（住民票及び届出避難場所証明書に記載されている住所の変更をいう。以下同じ。）を行い、父母、子及び子の祖父母とが同一の住居に居住すること。
- (3) 近居 父母、子又は子の祖父母が住所変更を行い、父母、子及び子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の直線距離がおおむね2キロメートル以内にあること。
- (4) 中古住宅 人の居住の用に供したことのある住宅又は建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅並びに事業の用に供したことのある店舗等で人の居住の用に供する住宅。
- (5) 増改築 既存住宅の延べ面積を増やす工事又は既存部分を除却し同程度の面積の住宅部分を築造すること。
- (6) 改修 三世同居・近居に必要と認められる工事で、間取変更、浴室・洗面所・便所・台所等の改修及び設置、バリアフリー改修（手摺り設置、段差の解消、廊下幅の拡幅等）、断熱化、壁・床等の内装改修、浄化槽入替（人槽増に限る）、物置設置、その他市長が必要と認める工事。ただし、外装（屋根・外壁等）工事、門・塀・柵、カーポート、外構等の屋外工事、下水道切替工事、その他市長が適当でないと認めるものを除く。

(7) 住宅取得等

次に掲げるものをいう。

ア 三世代同居・近居を行うための住宅の新築（戸建・集合）又は取得（新築・中古住宅（戸建・集合））

イ 三世代同居に必要となる現に居住している住宅の増改築又は改修

ウ 三世代同居・近居を行うために取得した中古住宅の増改築又は改修

(8) 子ども（加算を受けられる対象者） 三世代同居・近居の開始日に18歳未満の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）で就労していないものをいう。

（補助事業者）

第3条 この補助金の対象者は、いわき市内で新たに三世代同居・近居を行うため、住宅取得等の工事請負（売買）契約（以下「契約」という。）を行う者又は既に住宅取得等の契約を行った者で次の全てに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 三世代で同居・近居する者又は既に三世代で同居・近居している者（以下「三世代同居・近居者」という）。

(2) 三世代同居・近居日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上、三世代同居・近居を継続すること（就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く。）。

(3) 三世代同居・近居者の全ては市税の滞納がなく、本事業、国・地方公共団体による本事業と同様の補助金及び公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。

(4) 住宅取得等の対象となる住宅の所有者は、三世代同居・近居者であること。

(5) 平成29年4月1日以降の住宅取得等の契約を行い、三世代同居・近居日の属する年度内に、補助金の交付の申請を行う者。

(6) 補助事業者は、三世代同居・近居者のうち1人に限るものとする。

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業者が行う住宅取得等に係る経費とし、次の全てに該当することとする。なお、住宅の床面積が全体の2分の1以上の併用住宅も対象とする。

(1) 住宅取得等に係る経費は、次の経費を除いたものであること。

ア 土地取得費

イ 増改築又は改修における補助対象以外の経費

ウ 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

エ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

- (2) 建築基準法等の関係法令に適合すること。
- (3) 新築住宅（戸建）及び中古住宅（戸建）の延べ面積は、福島県住生活基本計画（以下「基本計画」という。）による「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと。
- (4) 新築住宅（集合）及び中古住宅（集合）の延べ面積は、基本計画による「都市居住型誘導居住面積水準」（75㎡超の場合は75㎡）を満たすこと。
- (5) 増改築・改修する住宅の増改築・改修後の延べ面積は、基本計画による「最低居住面積水準」を満たすこと。
- (6) 中古住宅（戸建）又は増改築・改修する住宅（戸建）が木造で昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものである場合、「いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業」等による耐震診断が事業完了日までに完了しているもの。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住宅取得等に係る経費の1/2又は下記(1)から(3)の合計のいずれか低い額とする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 基本額

1 申請当たり50万円とする。

(2) 子ども加算額

子ども1人につき10万円とする（4人を上限とする）。

(3) 中古住宅取得加算額

1 申請当たり20万円とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、三世代同居・近居日の属する年度の末日とする。なお、補助対象の住宅を取得した年度（以下「取得年度」という。）に三世代同居・近居できない場合は、取得年度の翌年度に限り申請することができる。

2 規則第4条第1項第1号及び第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 世帯全員の住民票又は届出避難場所証明書

(3) 戸籍謄本等

(4) 就学（義務教育期間は除く）を証明する書類（子ども加算額がある場合）

(5) 子を妊娠中の場合は、母子健康手帳の写し

(6) 各住宅の位置と住宅間の距離がわかる地図（近居の場合）

- (7) 住宅取得等に係る契約書及び工事費内訳書の写し
- (8) 設計図、仕様書等の写し
- (9) 建物の登記事項証明書（既存住宅の場合）
- (10) 併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分とその面積が確認できる図面
- (11) 世帯全員（18歳未満の未就労者を除く。）の納税証明書
- (12) 耐震診断（一般診断）結果報告書の写し（旧耐震基準（S56.5月以前に建設）の住宅の場合）
- (13) その他市長が特に必要と認めるもの

3 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

（軽微な変更）

第7条 規則第7条第1項の軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画を実質的に変更するものではない工期等の変更
- (2) 補助金額の変更を伴わない経費所要額の変更
（着手届及び完了届）

第8条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（実績報告書の添付書類等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに、規則第12条第1項に規定する実績報告を行わなければならない。

2 規則第12条第2号の書類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅取得等に係る領収書の写し
- (2) 検査済証及び建物の登記事項証明書（新築及び増改築の場合）
- (3) 建物の登記事項証明書（既存住宅で内容に変更があった場合）
- (4) 住宅取得等の内容が分かる写真及び位置図
- (5) 新たに三世代同居・近居する場所の世帯全員の住民票又は届出避難場所証明書
- (6) 耐震診断（一般診断）結果報告書の写し（旧耐震基準（S56.5月以前に建設）の住宅で、申請時に耐震診断を完了していなかった場合）
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

3 規則第12条第1号に規定する書類は、同条ただし書の規定により提出を省略するものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第17条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

(状況の報告)

第11条 補助事業者は、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間における三世代同居・近居の継続状況を様式第2号により毎年度末に市へ報告しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

附 則 (令和元年8月23日)

この要綱は、令和元年8月23日から実施する。

附 則 (令和3年7月26日)

この要綱は、令和3年7月26日から実施する。